

博士課程を経ない者の学位申請に係る外国語試験に関する申合せ

平成16年 3月22日 医科学専攻会議制定
改正 平成25年10月 9日 医学研究科教授会
改正 平成27年 4月 1日 医学研究科教授会
改正 平成29年 7月19日 医学研究科教授会

1. 神戸大学学位規程医学研究科細則（以下「細則」という。）第5条に規定する博士課程を経ない者が学位を申請しようとするときは、申請前に外国語試験（以下「語学試験」という。）を受験し、合格しなければならない。
2. 語学試験を受験することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 医学研究科医科学専攻、医学部医学科又は医学研究科附属教育研究施設に教員、医員、技術職員（専任に限る）又は研究生として身分を有する者
 - (2) 「論博方式」による学位申請予定者
 - (3) 論博方式に準じた事業等による学位申請予定者
 - (4) その他医学研究科教授会の議を経て、研究科長が認めた者
3. 語学試験は、年1回実施し、博士課程入学試験と同じ時期に同じ方法で行うこととする。
4. 語学試験を受験する者は、指定の期日までに所定の受験申請手続を行わなければならない。
5. 語学試験の科目は、英語とする。
6. 語学試験の試験委員は、博士課程入学試験の試験委員とする。
7. 合否については、医学研究科教授会の議を経て研究科長が決定し、合格者には合格証明書を交付する。
8. 合格者は、合格した日（教授会承認日）から5年学位申請を行うこととする。
ただし、学位申請を行わなかった場合は、失効するものとする。
9. 細則第12条に規定する審査委員が行うべき外国語の試問については、医学研究科教授会の議を経て、研究科長が語学試験委員に委託する。
10. この申合せに定めるもののほか、必要な事項については、医学研究科教授会で定める。

附 則

1. この申合せは、平成16年4月1日から実施する。
2. この申合せ実施の際、現に「学位申請者（乙号）の外国語試験に関する内規」に基づく語学試験の2ヶ国語に合格している者にあつては、なお従前の例による。
3. 昭和56年4月1日研究科委員会制定の「学位申請者（乙号）の外国語試験に関する内規」及び平成13年3月21日博士課程委員会制定の「学位申請（乙号）に係る外国語試験問題について」は廃止する。

附 則

1. この申合せは、平成23年11月9日から実施する。
2. この申合せ実施の際、現に「学位申請者（乙号）の外国語試験に関する内規」に基づく語学試験の2ヶ国語に合格している者にあつては、なお従前の例による。

附 則

1. この申合せは、平成26年4月1日から実施する。
2. 平成26年3月31日までに語学試験に合格した場合は、従前の例による。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成29年8月1日から実施する。